平成２７年（フ）第１４号
岩手県宮古市八木沢２丁目２番22―103号市営住宅、前住所岩手県宮古市根市第２地割12番地４コーポいとう２号室
債務者　伊藤　麻美（旧姓若狭）
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午前11時40分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第３０７号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2622番地の976、前住所静岡県浜松市西区馬郡町1397番地の38
債務者　伊藤　　功
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３０８号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2622番地の976、前住所静岡県浜松市西区馬郡町1397番地の38
債務者　伊藤　園子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３０９号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2622番地の976、前住所静岡県浜松市西区馬郡町1397番地の38
債務者　伊藤　尚貢
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３１０号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2622番地の976、前住所静岡県浜松市西区馬郡町1397番地の38
債務者　伊藤　智子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３２１号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3285番地の15大和丸文マンション403号室
債務者　松尾　久枝（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７４９２号
東京都大田区羽田５丁目25―３―203
債務者　萩野　浩志
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３１５号
横浜市中区本郷町１丁目22番地３　グランリーヴェル横浜山手502号室
債務者　田中　　茂
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４１０号
神奈川県茅ヶ崎市今宿396番地803号　コスモ茅ヶ崎プレシオ
債務者　須藤英三郎
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４２０号
横浜市保土ケ谷区峰岡町１丁目97番地17　和光電気205号
債務者　柏木　保子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３６号
静岡県浜松市中区曳馬４丁目12番21号
債務者　松永　達也
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３６２号
静岡県袋井市春岡1135番地の１　レオパレスベルグランデ107号室、住民票上の住所静岡県袋井市春岡266番地の５
債務者　梶本　　敦
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２８８号
岡山市東区可知３丁目５番33号
債務者　松本　祥惠
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１３号
岡山市南区浜野３丁目21番36号　201
債務者　前谷　禮子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１７号
北九州市門司区下二十町７番９―201号
債務者　内田志津子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午前10時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部